

複合政体の政治的神話

——危機のEUは「合衆国」にならないのか

小川有美

- 一 EUの政治的神話化
- 二 USA史とEU史の比較
- 三 ユーロ圏危機の構造
- 四 「ユーロ政体」はどこへ向かうか

「欧州が危機にあるとき、欧州はより強くなって危機を脱すると、ジャン・モネ（欧州創設の父）は常々言っていた。しかし私を含めて、モネは甚だ楽観的だったと考える者もある。危機を前よりよい姿で脱しつると確信するためには、よくよく警戒してかからなければならない。……私はグラムシ（イタリアのマルクス主義思想家）に似ている。知性においては悲観的、意思においては楽観的なのだ。」

（ジャック・ドロール インタビュー）⁽¹⁾

一 EU の政治的神話化

欧州共同体 (EC) 委員長ドロールが「ヨーロッパは未確認政治体 *un objet politique non identifié* である」と語ったのは単一欧州議定書が発効した一九八七年のことである。その言葉の裏にはどのような楽観と悲観が含まれていたのだろうか。議定書に続き EC 委員会と欧州首脳達はマーストリヒト条約に合意し、一九九三年欧州連合 EU が発足した。北海道大学の研究グループがブームに沸く欧州統合の「脱神話化」と学際的な検証を求めて共同研究の成果を発表したのはその直後であったが (佐々木・中村編 一九九四)、EU はその後も立ち止まることなく自らの神話化を推し進めたようにみえる。

マナーズによれば、「ヨーロッパ」という神話は六つの時期を通じて現代にいたっている。第一期はナシヨナリズムやナチズムによる「ヨーロッパの凌辱」を受け、アメリカとの絆を強めたという、戦後ヨーロッパの「創成神話」であり、第二期は東西二極冷戦へのオールタナティヴとしての「第三勢力」神話であり、第三期は緊張緩和・相互依存時代の「シベリアン (非軍事)・パワー」神話であり、第四期はネオコン論争におけるアメリカ・マルス対ヨーロッパ・ヴィーナスあるいはミネルヴァの神話であり、第五期がアメリカだけでなく EU、G8、中国・ロシア・インド、G20 などによってグローバルな責任が分割されるという「多極化」神話であり、第六期がその先に見えるポスト冷戦の世界観としての「規範的パワー」神話である。

これに対しミススマンズは、EU がいかなる歴史的「創成神話」よりもむしろ、規範・ルールに依拠する「基本権神話」によって支えられてきた面を強調する。EU の新しい制度——EU 裁判所や欧州委員会や欧州議会——は、歴史的固有文化よりも、普遍的価値による正統化になじむ。また国民国家や他の組織と支配の正統性を争い合う「神話の競合」も回避できるのである (Smismans 2010)。

レンシヨウとスプルンクは、ヨーロッパという政体プロジェクトにとって正統性の問題は多岐にわたるものの、究極的には(イーストンのいう)一般的支持を取りつけることが必要であり、成功する神話こそがそれを果たすことができる。神話はアイデンティティ、連帯、政治権力へのコンセンサスを生み出すものであり、これまでは国民国家が政治的神話の対象となってきた。しかし既存の国民国家とは異なる「前例のない(sui generis)」EUは新しい神話を必要とする(Lenschow and Sprungk 2010)。またデッラ・サーラはジョルジュ・ソレルを引いて、「こうして政治的神話は歴史的説明とは異なり、神話の正確さではなくて、それが示す規範的ヴィジョンを信じさせる力に関心がもたれる」とし、そのような力を「自らと他の国際アクターが信じる限りにおいて」EUは「規範的パワー」なのであると論じている(Della Sala 2010: 7)。

たしかにEUは、拡大(enlargement)という、制度建設のダイナミクスを通じて、卓越した「磁力」を発揮することができた。とりわけ新しく民主化・市場経済化することとなった脱共産主義諸国にとっては直接的利益だけでなく、規範・法制度の供給者としてもEUが大きな存在感をもち、EUの側ではEU法体系の受容を含む制度的同型化を迫ることができたほどであった。それはまた一方通行の作用ではなく、「内向き」の正統化と「外向き」の正統化の相互強化をもたらす効果を発揮した。ルカレツリとマナーズのいうように、対外政策における価値設定原則と、EU政体の自己構築には密接な関係が生じた。ここでは(1)政策価値が対外的に適用される外部化(externalising)が推進され、それがひるがえって(2)EUの政体自体に自己学習を促すという、往復運動がみられたのである(Lucarelli and Mannes 2006: 209-211)。そのような作用は、鈴木一人らによって「規制力」すなわちEUのもつ対内的・対外的秩序形成能力としてもとらえられている。

しかし、ドロールが「未確認政治体」と呼んだEUの政体としてのとらえにくさは、基本的には変わっていない。シユミッターは「ユーロ政体」(Euro-polity)がどのような秩序でありうるかについて異なるシナリオがあるこ

とを指摘していた。かつての機能主義者は国家主権に抵触しない、consortioを念頭においており、新機能主義者の理論はより超国家的な stato/federatioを期待した。しかしシュミッターは、マーストリヒト条約以後のEUについて、メンバーも権限配分も可変的なcondominioのシナリオが当てはまる可能性が高いと推測した。EUは漸次「深化」と「拡大」を繰り返しているだけでなく、近隣に「準メンバーシップ」が存在し、地理的可変性(variable geometry)がきわめて高くというのが理由である(Schmitter 1996)。

このようなあいまいな、あるいは「前例のない」政体像は、規範的影響力と経済的パワーの両方をもつ「シビリアン・パワー」(Orbie 2008)、あるいは「新しい中世」などとして描かれた。ジーロンカは、EUの向かうシナリオとして、第一に「超国家」型——それは、硬い固定した境界線、社会経済的な同質性の高さ、中心をもつヒエラルヒーの権威構造などによって特徴づけられる——、そして第二に「新しい中世帝国」型——それは揺れ動く柔らかな境界線、社会経済的異質性、多様な政治的単位の相互浸透などによって特徴づけられる——の二つを提示し、後者こそがグローバル化に適応できる、と主張した(Zielonka 2007)。

だがそのような楽観的な「ユーロ政体」論は、曲がり角を迎えた。そのきっかけとなったのはまず二〇〇一年の9・11の事件とアフガン・イラク戦争であり、規範的な世界と紛争の世界のギャップがあらわになった。さらに、冷戦の克服の象徴としてのEU拡大の「磁力」がもはや絶大ではなく、逡巡してきていることもうかがわれる。すでに二七カ国に拡大したEU諸国間において社会経済的・政治的分裂が重みを増し、ヒエラルヒー的ではないが対等でもない構造がEUの統一性と合理性を弱めているという(Teib 2009; 黒田二〇〇五; 佐々木二〇〇五)⁽²⁾。

それでは、ヒエラルヒーではない秩序で多様性の中の統一を維持しようとする「ユーロ政体」は、幻想にすぎないのだろうか。EUは政体としてどこまで自らの神話化に成功し、失敗したのだろうか。⁽³⁾

二 US A史とEU史の比較

この問題について、US A (アメリカ合衆国) の政治発展との比較から示唆を引き出そうとするアプローチがある。主権国家が相対化される政治は、ヨーロッパでは「前例のない」事態として受け取られているが、アメリカではそれは歴史的経験なのではないか。

ツヴァイフェルは、国民のような「デーモス (demos)」がないといつても、「デーモス」とは構コンストラクト築されるものであり、US A やスイスの安定も複数の「デーモイ (demos)」がのちに「デーモス」に統合された結果に他ならない、と主張する。これらの連邦国家には「デーモス」の多数派支配によらない多元的な制度的特徴がみられるばかりでなく、US A もスイスもEUについていわれる「民主主義の赤字 (democratic deficit)」をいくつも抱えている。ツヴァイフェルはEU、US A、スイスの民主性は同じ指標で比較可能であるとし、EUはUS A、スイスよりも特に民主的ではないが、非民主的でもない結論づける (Zweifel 2002)。

今日のEUには「多層的ガヴァナンス」という特異な構造があるといわれるが、それを多層的な政治制度、市民社会組織、諸利益からなる「複合的デモクラシー」としてみるならば、アメリカ合衆国の発展に引き付けて考えられるのではないかとピアットーニも問うている (Piattoni 2009: 260)。それならば、EUはUS Aモデルの「合衆国」に向っているといえるのだろうか。

一般的にいつて、一八世紀に遡るUS A史と第二次大戦後のEU史を単純に比較の俎上に載せることは、乱暴にすぎない。ある事象がどのタイミングで起こったかは、その事象がどのように起こったかに影響せざるを得ない (Pierson 2004)。世界史的なタイミング、社会・経済や政治・法制度の発展形態の大きく異なる対象については、漠然とした類比を越えて、政治学的に有意な比較分析を導くことはできないはずである。

これに対しファブリーニは、両者を複合的政体 (composite polity) の代表例として見て、その比較の政治理論的な意味について次のように論じている。「民主的な組織のされ方には、普遍的スタンダードなどというものは無い。USAとEUはたしかにそれぞれのやり方で、単一の共和国の境界を越えてデモクラシーを拡張しようとする独自の試みを代表している。その理由ゆえに、それらは人民の意志を通じた権威構造を正統化する要請を放棄せずに、システム全体を支配する多数派の形成を防ぐというやり方で、自らを組織しなければならなかったのだ」(Fabbri, 2007: 287)。すなわち、USAもEUもそれぞれが sui generis の形でデモクラシーに向かう組織といえるのであり、変数を厳密にコントロールする比較研究は無意味であるが、巨視的な発展の論理を考察するための「柔らかな理論」アプローチ(藤原 一九八五)ならば意味がある、ということになろう。

ドナヒューとポラックの論文 (Donahue and Pollack 2001) は、そのような試みといえるだろう。彼らはUSAとEUの歴史のいずれもが集権化と分権化の間を振れ動く「連邦リズム」(federal rhythm) を刻んでいると論じる。連邦化の歴史は一八世紀に建国したUSAの方がはるかに長いが、両者のリズムには類似性を見出すこともできる。USA、EUいずれの場合にも、集権化／分権化のベクトルが変わる転換期を経験している。「連邦リズム」の転換期として、USAの場合には①建国期、②南北戦争期、③ニュー・デール期、④レーガン政権期が挙げられている。これに対しEUの転換期としては、①創設期、②ドゴールの挑戦とユーロ・ペシミズム、③欧州単一議定書以後の再出発、そして④一九九〇年代における統合への「バックラッシュ」が挙げられている。USAのレーガン政権期とEUの「バックラッシュ」期は、反・集権化へベクトルが振れた時期であるが、長期的に見れば、USAもEUも「連邦リズム」を刻みながら共に集権化を進めている、というのが彼らの結論である(表1・表2)⁽⁴⁾。

しかし、同じくUSAとEUを比較可能としながらも、合衆国史には決定的な断絶の局面があったとする見方もある。グレンクロスによれば、南北戦争前 (antebellum) のUSAとEUは複合的な政治システムとして近似性が

表1 アメリカ合衆国における政策権限レベルの変化

年	1780	1790	1870	1940	1980	2000
1 全政策決定が州／ローカル・レベル	8	5	1	0	0	0
2 政策決定の大部分が州／ローカル・レベル	2	4	6	1	0	1
3 州／ローカル・レベルとナショナル・レベルの両方で政策決定	0	1	3	7	2	7
4 政策決定の大部分がナショナル・レベル	0	0	1	3	9	3

出所 Donahue and Pollack. (2001) p.108, Table 3.2 より筆者作成

表2 欧州連合（旧欧州共同体）における政策権限レベルの変化（単位・政策分野数）

年	1950	1957	1968	1970	1992	2001
1 全政策決定がナショナル・レベル	28	28	13	12	2	0
2 一部の政策決定のみ EC レベル	0	0	12	11	17	5
3 ナショナル・レベルと EC レベルの両方で政策決定	0	0	2	2	5	12
4 政策決定の大部分が EC レベル	0	0	1	2	3	10
5 全政策決定が EC レベル	0	0	0	0	1	1

出所 Donahue and Pollack. (2001) p.107, Table 3.1 より筆者作成

あった。多層的なゲームのルールをめぐる未解決の問題がありながらも、両者は政治的均衡を維持しようとする点において共通していたのである。ところが、USAではゲームのルールをめぐる政治的不安定から内戦⇨南北戦争が勃発し、強制力による集権的決着がもたらされた。このためグレンク罗斯は、南北戦争の前と後のシステマ的な断絶があったことを重視する (Glencross 2009)。

USA史においてなぜ連邦と州の間の動的均衡が生まれ、のちに破れたのか。アメリカ憲法史においては建国当初から共和派と連邦派の対立が存在したが、一九世紀前半になると「二元的連邦制」と呼ばれる理論が発達した。それは、①連邦政府の権限は明示的に委任されたもの、およびその行使に不可欠なものに限るよう厳密に限定し、②連邦と州の管轄

権をめぐる紛争が発生した場合、連邦裁判所の裁定が重んじられる、という妥協である。

この二元的連邦制は決して紛争なしに機能していたわけではなかった。連邦の立法に対して各州はその無効 (nullification) を宣言するという手段に訴えることがあった。一七九八年の外国人・騒乱罪法による市民的自由の制限についてはケンタッキーとヴァージニアが、一八三二年の産業製品輸入関税についてはサウスカロライナが、連邦法の違憲性を主張した。やがて奴隷制廃止が多数の州を巻き込む争点となると、連邦法の無効だけでなく分離の権利が明言されるようになる。一八五〇年の「クレイの妥協」(Clay's Compromise) は奴隷制問題をめぐる複雑な合意であった。だがその後領土の拡大にともない奴隷州が増えることを恐れた北部選出の連邦議員は、メキシコから割譲される領地について奴隷制度を認めない「ウィルモット条項 (Wilmot Provision)」を提案した。同条項は下院を通過するにとどまったが、警戒・反発を抱いた南部諸州の代表はナッシュヴィル、続いてミシシッピ、サウスカロライナの会議において「分離権」を宣言した。

それでもゲームのルールをめぐる州と連邦の関係の不安定化に対して、より精緻な憲法理論をもって解決しようと努力した人々がある。ウエブスター (Daniel Webster) をはじめとする一方の論調は、当時のジャクソン・デモクラシーと歩調を合わせ、多数派統治が連邦国家に適合すると論じた。これと論争したカルフーン (John C. Calhoun) ら反対派は、少数派の州が連邦の多数派の決定を違憲として受け入れられないならば、分離の可能性が認められると主張した (Ibid.: 161-167)。後者の理論は奴隷制を守るために援用されたことで知られるが、一八三二年のサウスカロライナの連邦法無効の主張においてもすでにカルフーンは州の拒否権の制度的な重要性を強調していた。「われわれのシステムの持続と安定は、州と一般政府の間の均衡に依拠している。それらは留保され、委任された権力である」とし、また「司法審査による最高裁も拒否権による大統領も、連邦の権力の範囲を決定するよう信託されることはありえない。それら自身、連邦政府の一部なのだから」としたカルフーンの主張は、複合的な

政体のゲームのルールを打ち出そうとしたといえる (Ibid.: 163-166)。

一方、第二政党制時代ともいわれるこのジャクソン期には、財産制限の撤廃と大統領選挙人改革により、寡頭の、エリート的であったUSAの政治が大衆化していった。ヴァン・ビューレン (Martin Van Buren) の組織戦略の下で民主党は全国横断的な選挙動員に成功し、政治的な動員、討議、決定の全国化と、地域間・部門間の利害調整が進んだ。こうして州と名望家を基盤としていた上院や選挙人団も次第に全国政党による政治的集権化の影響を受けるようになる。大衆政党によるこうした政治的統合は、アメリカ民主主義における重要な発展であったが、同時に多数派支配を求める競争を加速した。そこで妥協困難な争点が突出したとき、断絶の局面がおとずれたのである。

連邦と州の間の動的均衡の限界をもたらししたのは奴隷制の争点であった。民主党と競合するホイッグ党は一八五二年の大統領選で敗北し、南部のホイッグは北部優位の全国政党によって奴隷利益を守り続けることはできないという危機感を強めた。続いて民主党も一八五四年のカンザス・ネブラスカ法案によって——自党の両院議席多数によつて通過した法案に他ならなかったが——内部分裂に向かった。民主党の内部では奴隷制についての原則を州レベルの人民の主権に委ねるかどうかについてコンセンサスが失われた。北部の反奴隷制派は共和党を結成し、急速に勢力を強めて第二政党制の解体をもたらし、大統領選挙で共和党のリンカンの支持票は四割を切ったが、リンカンは大統領選挙人の絶対多数を確保することができた。リンカン政権の成立を目前に、デュープサウスの七州は奴隷制との両立が不可能となることを確信して分離を決定した。そこから南北戦争への道は不可避であった。

南北戦争はフランス革命をはるかに上回る死者を生む武力決着をもたらし、南北戦争後 (post-bellum) のUSAのシステムでは、連邦レベルの議会立法に対し州が無効を宣言することはありえないこととなった。一八六八年の修正第一四条によつて連邦レベルの市民権 (権利章典) が州レベルに対して適用されることとなり、また異なるレ

ベル間の権限紛争を決着するのが連邦最高裁判所であることはもはや争われなくなる (Ibid.: 40-41)。南北戦争前の動的均衡から連邦優位にゲームのルールは移行したのである。⁽⁵⁾

南北戦争前・後の USA と比較して EU はどのように見えるだろうか。EU は依然として多数派支配型の政治から程遠く、制度間の権限配分について常に不確定な要素がつきまとう。南北戦争前の USA では州による連邦立法の無効宣言のような「事後 (ex post)」型の発言もしくは拒否権のチャンネルに訴えざるをえなかったが、EU では最終的な決着の前に「事前 (ex ante)」型の交渉チャンネルが多く残されている (Ibid.: 116; Weiler 1999)。権限の明確化についてはしばしばイニシアティブを取ろうとするのが欧州司法裁判所であるが、それに対し加盟国政府が警戒・反発を示すために、機関間紛争と交渉が繰り返される。結論的に、EU は USA と比べて制度的にはるかに発展途上であり、それゆえに動的均衡が続いているように見える。

それでは、EU で成功しているように見える動的均衡は、今後も維持されるのだろうか、それとも崩壊がありうるのだろうか。半世紀の間、動的均衡を失わない統合を進めている EU は南北戦争前の USA とアナロジカルなところがある。しかし EU は USA モデルの「合衆国」に向かっている、とは現時点ではいえない。アメリカ合衆国の安定化と比較して、EU について指摘される問題は、「社会経済モデル」をめぐる紛争が突出するとき、危機的な分岐点にさしかかるといふことである (Ibid.: 154-161; Fabbrini 2005)。

三 ユーロ圏危機の構造

欧州連合の神話は経済的期待によって下支えされ、象徴とみなされていた単一通貨ユーロの危機は、「ユーロ政体」の正統性を掘り崩しているようにみえる (安藤 二〇〇八)。浅野康子はその危機の性格を、「EU にとって皮肉なことは、EU の規制力を高めてきた通貨・市場統合が、域内のガヴァナンスの不備に足を引きずられること

で、債務危機を引き起こしたということである」と総括している（浅野二〇一二：二七五）。

二〇〇九年秋のギリシアに端を発する「ソブリン危機」問題は、ユーロ圏あるいはEU全体の安定性の最大の試練となった。通貨政策の統一性と財政政策の分権性、経済指標と制裁のメカニズムの非柔軟性など、ユーロ圏危機の要因は多数指摘されているが、直接の発端となったリーマン・ショックやギリシアの財政赤字と政府債務残高の「粉飾」にとどまらず、制度的な「失敗」が指摘されるようになってくる（Heipertz and Verdun 2010; 日本EU学会二〇一〇、みずほ総合研究所二〇一〇）。

全ユーロ加盟国の財政健全化のルールである安定成長協定（SGP）は、ドイツ、フランスなどの大国メンバーの財政赤字が続く中で、制裁が形骸化されていた。二〇〇〇年代半ばからは西欧とりわけドイツの輸出増がもたらされたが、その背景には東中欧・バルト諸国をはじめとする周辺諸国の消費拡大——そこには不動産バブルも含まれていた——があった。しかしEUは——二〇〇九年に限定的な銀行ストレステストを行ったものの——、PIIGS諸国（ポルトガル、アイルランド、イタリア、ギリシア、スペイン）をはじめとする各国の財政・金融リスクを実効的に統制できる制度的メカニズムも、あるいは救済できるメカニズムも持ち合わせてはいなかった。二〇〇九年末から二〇一〇年春にかけてギリシアの国債相場の下落が深刻化するとデフォルトを防ぐための大規模な支援が求められたが、ドイツはギリシアへの直接支援に否定的な姿勢を続けた。最終的にはEUとドイツの妥協により、IMFと二カ国間融資の二本立ての金融支援が最後の手段として合意された。そこからの対応はジローンカの期待する「新しい中世帝国」というより、まさに国民国家の利害計算のぶつかる政府間政治にほかならなかった。

ではEMUに制度的な欠陥があったという総括だけで、ユーロ圏の危機を説明することはできるだろうか。今回の危機の表面化に先立ち、ドイツはEMUが内的多様性の大きいまま発展してきたことの問題点を指摘している。

まず構成メンバーの点からみれば、ユーロ圏にはインサイダー、暫定的アウトサイダー、準恒久的アウトサイダーが存在する(表3)。ただし、デンマークはすでにERM IIに参加している一方、ユーロ加盟を決めているチェコやハンガリー、ポーランドは、予定通りの加盟が危ぶまれており、区分の意味は絶対的とはいえない。

そしてこの形式的な区分とは別に、地域的な経済クラスターが存在する(表4)。このうち、通貨圏としての凝集性が最も高いのは(旧)ドイツ・マルク(DM)圏である。これらの諸国はユーロ以前から通貨が連動していた経緯をもち、産業連関や物価変動の面でも密接に連動してきた。二〇〇六年のユーロ圏全体のGDPのうち六二・三%がこの(旧)DM圏が占めていた。次に、コーポラティズム型小国のクラスターがある。これらの諸国にはユーロに加盟していない国も含まれるが、ユーロ加盟如何にかかわらず経済の対外開放性が高く、比較的同質的な政治文化を有し、構造改革を実施して大国より良好な経済パフォーマンスを示した。三つ目は地中海型である。これらの国々は外からの規律手段としてユーロの傘下に入ったが、(旧)DM圏の磁力や産業連関から遠いばかりでなく、ガヴァナンス改革を推し進める国内の適応も不十分であった。

つまり、元々DM圏であった通貨圏への参入タイミングと適合/不適合によって、EU加盟諸国の経済的な異質性が存在する。この異質性は、「資本主義の多様性」(varieties of capitalism)に対応しているようにもみえるが、歴史的な「資本主義の多様性」モデルにそのまま一致しているわけではなく、個別かつダイナミックな要因がはたしていることを無視することはできない。アイルランドのように小国の成功の典型例と評価されたケースが一転して危機に陥っている場合があり、同じ東中欧諸国の中でも(旧)DM圏にはほぼ適合したスロヴェニアと、停滞するハンガリーのように、大きな差異がみられる(Dyson 2008)。

それでも二〇一二年春までに、EU諸国は経済・通貨統合の再建に向けて歩調を合わせるにいたった。その内容は、①各国の債務危機を緩和する「安全網」の拡充と、②財政規律の強化、を両輪とするものである。一月末の首

脳会議では毎年の財政赤字を GDP 比〇・五%以内にするを各国の憲法・法律に明文化することと、違反国には欧州司法裁判所が制裁金支払いを命じることができると、欧州安定メカニズム (EMS) の設立を一年前倒しして総額を上乗せすることが合意され、三月初めにはイギリスとチェコを除く二五加盟国が財政規律協定に署名した。これにともない、ドイツのメルケル首相は、新財政協定を遵守する国だけが EMS の支援を受けることが可能だと記者団に語った。これは、①の負担をドイツが負うにあたって、②を条件とする、ということの意味している。

四 「ユーロ政体」はどこへ向かうか

このようなヨーロッパの動揺をどのように説明すべきであろうか。そこには大きく二通りの仮説がある。

第一の仮説は、「国家の社会的責任」の喪失である。ヨーロッパ諸国では国家官僚制の伝統から「国家の社会的責任」が正統化され、のちの福祉国家につながった。だが一九八〇年代にはヨーロッパ各国でナショナルなケインズ主義が放棄され、経済統合のために欧州司法裁判所 (ECJ) とその権威を受け入れた各国裁判所、そして多国籍企業・輸出志向企業などによって、ナショナルな経済管理が撤廃されていった。欧州単一市場の建設により経済・社会政策の原則は再分配から効率的な規制へと転換され、「硬直的」な経済を「現代化」しようとする供給サイドの政策が推奨されるようになっていく。しかしこのようにしてグローバル競争下での繁栄という「外向き」の目標を優先し OMC (開放的調整方式) やフレキシキュリティという名の下で「内向き」の同意を強いる政策規範は、社会的反対を中和する「社会帝国主義」(social imperialism) に通じるものであるとホルマンは批判する (Holman 2009)。

またストロートによれば、経済通貨同盟の元々の提案であった一九七〇年代のヴェルナー・プランが財政的・再

分配的な統合をも視野に入れていたのに比して、一九九〇年代以降実現したEMUとSGPは狭い経済目標に立った枠組みにすぎない。ストロートらは「政体としての経済」(economy as a polity)の神話をつくり上げた経済・通貨同盟を批判し、ポランニーの『大転換』(Polanyi 1957)に描かれた「二重運動」(double movement)を想起する。グローバルな市場化の力に対し社会的反発が噴出するという「二重運動」は、戦後ヨーロッパの福祉国家により安定化したかみえたが、域内市場統合と通貨統合の結果再び不安定化に向かっているというのがその見方である (Strath 2005)。

この第一の仮説が、新自由主義的グローバル化の帰結としての「社会的な赤字」を取り上げようとしているのに対し、第二の仮説は、アイロニカルな今日の「ドイツ問題」としてユーロ危機をとらえようとする。そのようなヨーロッパの「ドイツ化」の矛盾について濱口桂一郎は次のように総括する。「しかし、ここにヨーロッパ独自の特殊な事情が絡む。いうまでもなく、共通通貨ユーロの導入によって、「安定成長協定」という形で加盟国の財政赤字にたがはめられてしまっていることである。本来景気と反対方向に動かなければならない財政規模が、景気と同じ方向に動くことによって、経済の回復を阻害してしまうこのメカニズムは、自由市場経済ではなく協調的市場経済の代表格であるドイツの強い主張で導入され、結果的に市場原理主義の復活を制度面から援護射撃する皮肉な形になってしまっている」「アングロサクソン型の市場原理主義が猛威を振るっているのではないのに、ドイツにおける協調的市場経済の「成功」が結果的に他国におけるその基盤となるべき雇用と社会的包摂への資源配分を削り取っていくというこのアイロニーは、あまりにも悲劇的であり喜劇的ですからある」(濱口二〇一〇)。

乱暴に言えば、第一の仮説はヨーロッパのアングロサクソンのないし「アメリカ化」の結果、第二の仮説はヨーロッパの「ドイツ化」の結果として、危機を描き出そうとするものだといえよう。そのいずれの要素も否定できないが、いずれの要素がより根本的であるかどうかは論争の余地がある。

ただし本論考の問題設定は「資本主義の多様性」というレベルにおいて危機を説明しようとするものではなかった。ここで考察しようとしたのは、EUが動的な均衡に拠つて立つ複合政体として今後も持続していくのか、あるいは何らかの破局的局面を迎えて、より静態的な決着——はるかに集権的な *strong* 型、あるいは逆に分解方向に向かう分権化——に至らざるをえないのか、ということである。

その答えは、今後の複合的な政治過程にかかってくるであろう。

二〇一二年にはEU諸国で重要な選挙が相次いでいる。そのキャンペーンにおいてはオランダの自由党、社会党、フランスの国民戦線、左翼戦線、ギリシアの黄金の夜明け、急進左翼進歩連合のような政党システムの右端・左端からの財政規律のルール化さらにはユーロ圏そのものに反発する動きが目立っているが、その余波は メインストリーム 流政党の政策や政権交代にも影響を及ぼしている。つまりヨーロッパにおいてEUと国民国家という複合的な領域単位制度にもとづく政治と、政党・党派にもとづく政治がともに走っている。それらの行方は甚だ不透明であり、市民からの政府・政党への信頼は希薄化して、直接的な抗議行動、「反移民」感情——さらに南欧では組織されない個人の自殺や育児放棄——が噴出している。領域単位制度と政党・党派の二次元をもつ政治が動員、討議、決定の機能を果たす関数を発見できるかどうか⁽⁶⁾。それが「ユーロ政体」がどのような政体として歴史に残るかのクリティカル・ジャンクチャーとなるであろう。

引用文献

- De Ridder, Eline. An Schrijvers and Hendrik Vos. 2009. "Civilian Power Europe and Eastern Enlargement: The More the Merrier?" In Jan Orbie (ed.), *Europe's Global Role: External Relations of the European Union*. Farnham: Ashgate.

- Della Porta, Donatella (ed.). 2009. *Another Europe: Conceptions and Practices of Democracy in the European Social Forums*. London: Routledge.
- Della Sala, Vincent. 2010. "Political Myth, Mythology and the European Union." *Journal of Common Market Studies* 48 (1): 1-19.
- . 1972. "The European Community and the Uncertainties of Interdependence." In Max Kohlstamm and Wolfgang Hager (eds.), *A Nation Writ Large?: Foreign-Policy Problems before the EC*. London: Macmillan.
- Donahue, John D. and Mark A. Pollack. 2001. "Centralization and Its Discontents: The Rhythm of Federalism in the United States and the European Union." In Kalypso Nicolaidis and Robert Howse (eds.), *The Federal Vision: Legitimacy and Levels of Governance in the United States and the European Union*. Oxford: Oxford University Press.
- Dyson, Kenneth. 2008. "European States and the Euro Area: Clustering and Covariance in Patterns of Change." In Kenneth Dyson (ed.), *The Euro at 10: Europeanization, Power, and Convergence*. Oxford: Oxford University Press.
- Fabbrini, Sergio. 2005. "Building a Market without a State." In Sergio Fabbrini (ed.), *Democracy and Federalism in the European Union and the United States: Exploring Post-National Governance*. London: Routledge.
- . 2007. *Compound Democracies: Why the United States and Europe are becoming Similar*. Oxford: Oxford University Press.
- Glencross, Andrew. 2009. *What Makes The EU Viable?: European Integration in the Light of the Antebellum US Experience*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Heipertz, Martin and Heipertz and Amy Verdun. 2010. *Ruling Europe: The Politics of the Stability and Growth Pact*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Holman, Otto. 2009. "The Primacy of Domestic Politics: Neo-liberal Restructuring, the EU's Crisis of Governability and Social Imperialism." In Andrew Gamble and (eds.), *The European Union and World Politics: Consensus and Division*.

Basingstoke: Palgrave Macmillan.

Jones, Erik. 2009. "Output Legitimacy and the Global Financial Crisis: Perceptions Matter." *Journal of Common Market Studies* 47 (5), 1085-1105.

———. 2010. "The Economic Mythology of European Integration." *Journal of Common Market Studies* 48 (1), 89-109.

Khasson, Viktoriya, Syzanna Vasilyan and Hendrik Vos. 2009. "Everybody Needs Good Neighbours: The EU and its Neighbourhood." In Jan Orbie (ed.), *Europe's Global Role: External Relations of the European Union*. Farnham: Ashgate.

Lenschow, Andrea and Carina Sprungk. 2010. "The Myth of A Green Europe." *Journal of Common Market Studies* 48 (1): 133-154.

Lucarelli, Sonia and Ian Manners. 2006. "Conclusion." In Sonia Lucarelli and Ian Manners (eds.), *Values and Principles in European Union Foreign Policy*. London: Routledge.

Majone, Giandomenico. 2009. *Europe as the Would-be Power: The EU at Fifty*. Cambridge: Cambridge University Press.

Orbie, Jan. 2008. "A Civilian Power in the World?: Instrument and Objectives in European Union External Politics." In Jan Orbie (ed.), *Europe's Global Role: External Relations of the European Union*. Farnham: Ashgate.

Plattoni, Simona. 2009. *The Theory of Multi-level Governance: Conceptual, Empirical, and Normative Challenges*. Oxford: Oxford University Press.

Pierson, Paul. 2004. *Politics in Time: History, Institutions, and Social Analysis*. Princeton: Princeton University Press [梁谷祐子監訳'二〇一〇'『ポリティクス・イン・タイム——歴史・制度・社会分析』勁草書房].

Polanyi, Karl. 1957. *The Great Transformation: The Political and Economic Origins of Our Times*. Boston: Beacon Press [吉沢英成他訳'一九七五'『大転換——市場社会の形成と崩壊』東洋経済新報社].

Schmitter, Philippe C. 1996. "Imagining the Future of the Euro-Polity with the Help of New Concepts." In Gary Marks et al.

- Governance in the European Union*. London: Sage.
- Smismans, Stijn. 2010. "The European Union's Fundamental Rights Myth." *Journal of Common Market Studies* 48 (1): 45–66.
- Smith, Karen E. 2008. *European Union Foreign Policy in a Changing World*. 2nd edition. Cambridge: Polity Press.
- Stråth, Bo. 2005. "The Monetary Issue and European Economic Policy in Historical Perspective." In Christian Joerges, Bo Stråth and Peter Wagner (eds.), *The Economy as a Polity: The Political Constitution of Contemporary Capitalism*. London: UCL Press.
- Teló, Mario. 2009. "The European Union: Divisions and Unity in European External Policies." In Andrew Gamble and (eds.), *The European Union and World Politics: Consensus and Division*. Basingstoke: Palgrave Macmillan.
- Thomassen, Jacques (ed.), 2009. *The Legitimacy of the European Union after Enlargement*. Oxford: Oxford University Press.
- Weiler, J.H.H. 1999. *The Constitution of Europe: Do the New Clothes have an Emperor?*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Zielonka, Jan. 2007. *Europe as an Empire: The Nature of the Enlarged European Union*. Oxford: Oxford University Press.
- Zürn, Michael. 2000. "Democratic Governance beyond the Nation-State." In Michael Th. Greven and Louis W. Pauly (eds.), *Democracy beyond the State?: The European Dilemma and the Emerging Global Order*. Lanham: Rowman & Littlefield.
- Zweifel, Thomas D. 2002. *Democratic Deficit?: Institutions and Regulation in the European Union, Switzerland and the United States*. Lanham: Lexington Books.
- 浅野康子、二〇一三、「国際金融ガヴァナンスにおけるEUの規制力——リーマン・ショック後を中心に」遠藤乾・鈴木一人編『EUの規制力』日本経済評論社。
- 安藤研一、二〇〇八、「単一欧州市場の脱神話化」『経済学研究』（北海道大学）第五八巻第三号八五―九八頁。

五十嵐武士、二〇〇一、『覇権国アメリカの再編——冷戦後の変革と政治的伝統』東京大学出版会。

岡山裕、二〇〇五、『アメリカ二大政党制の確立——再建期における戦後体制の形成と共和党』東京大学出版会。

小川有美、二〇一〇、『EUが変える政治空間——「民主主義の赤字」か「民主主義の多様化」か』田村哲樹・堀江孝司

編『模索する政治——代表制民主主義と福祉国家のゆくえ』ナカニシヤ出版。

——二〇〇八、『EUのインフォーマル政策システム』平島健司編『国境を越える政策実験・EU』東京大学出版会。

奥野淳也、二〇一〇、『ヨーロッパ市民コンサルテーション（ECC）——国境を越えた討議をEUへ』篠原一『討議デ

モクラシーの挑戦——ミニ・パブリックスが拓く新しい政治』岩波書店。

黒田俊郎、二〇〇五、『ヨーロッパとアメリカ——リベラリズムの夢と現実』古城利明編『世界システムとヨーロッパ』

中央大学出版部。

佐々木隆・中村研一編、一九九四、『ヨーロッパ統合の脱神話化——ポスト・マストリヒトの政治経済学』ミネルヴァ
書房。

佐々木寛、二〇〇五、『イラク戦争と「安全保障」概念の基層——「ヨーロッパ」再考』古城編前掲書。

鈴木一人、二〇〇八、『グローバル市場における権力関係——「規制帝国」の闘争——』加藤哲郎・國廣敏文編『グロー
バル化時代の政治学』法律文化社。

日本E U学会編、二〇一〇、『日本E U学会年報第三〇号・ユーロ一〇年と金融危機』有斐閣。

日本国際政治学会編、二〇〇五、『国際政治一四二・新しいヨーロッパ——拡大E Uの諸相』有斐閣。

羽場久泥子、一九九八、『拡大するヨーロッパ——中欧の模索』岩波書店。

濱口桂一郎、二〇一〇、『失敗した理念の勝利』の中で、『生活経済政策』一八四号。

藤原帰一、一九八五、『世界システム論の展開——I・ウォーラーズティンをこえて』『思想』七三八号一三七—一五三頁。

ベネディクト、M・L、一九九四、常本照樹訳『アメリカ憲法史』北海道大学図書刊行会。

みずほ総合研究所編、二〇一〇、『ソプリン・クライシス——欧州発金融危機を読む』日本経済新聞出版社。

- (1) "Jacques Delors interview: Euro would still be strong if it had been built to my plan." *Telegraph online*. www.telegraph.co.uk. 02 Dec 2011. 2011年3月21日アクセス。
- (2) そのことは新規加盟した東中欧諸国における失望感や政治的動揺にもあらわれているが、域外周辺諸国との関係においても、EUの対外政策や欧州近隣政策（ENP）のダブルスタンダード、コンディショナリティを一方的に受容しなければならない非対称性、拡大のスローダウンが裏の目標になっているといった問題点がうかがわれる。これらの「拡大」の進展にともなう矛盾についてはすでに専門的研究の蓄積がある（Klansson, Vasilyan and Vos 2009; De Ridder, Schrijvers and Vos 2009; Thomassen 2009; 羽場 一九九八 日本国際政治学会 二〇〇五）。
- (3) 本論考は、日本比較政治学会二〇一〇年度研究大会自由企画・日本学術会議比較政治学分科会共催パネル（二〇一〇年六月二〇日）における報告「民主主義の赤字」か「民主主義の多様性」か——マルチレベルの政治という難題——ならびに日本政治学会二〇一〇年度研究大会・地域統合比較研究分科会（二〇一〇年一月一〇日）「東アジア、欧州、アメリカの地域統合比較研究——現状と課題」における報告「二一世紀の欧州連合——内向き」と「外向き」の挑戦」をもとにしている。両学会において拙い報告について鋭利かつ学問的に正当な厳しい御批判を賜った五十嵐武士先生、恒川恵市先生、鈴木一人先生、待鳥聡史先生に改めて御礼申し上げたい。先生方のコメントに学んで論文を根本的に立て直すことにはついに果たせず、微調整にとどまったことを恥じながら、次の作業のための基礎部分としてこれまでの考察を整理しておきたい。
- (4) ただし、ドナヒューとポラックは同時にEUとUSAの「連邦化」には無視できない差異があると指摘する。USAにおいて連邦政府が分配の再分配的な機能を果たすようになったのに対して、EUにおいては超国家レベルの分配、再分配の機能ははるかに見劣りがする。EUへの提出規模は全加盟国GDPの二%にも満たない（Donahue and Pollack 2001: 109-112）。
- (5) (1)でのUSAの政体の危機の分析はクレンクロスのものであり、EUとの比較を念頭においた、ある種のフレーミングがあるというべきであろう。一九世紀のアメリカ政治史については、より包括的あるいは専門的な研究が日米に多数あることはいうまでもない。わが国では五十嵐武士（二〇〇二）第七章、岡山裕（二〇〇五）を参照されたい。五十嵐は、アメリカの連邦議会に成長していった妥協の政治感覚を重視し、（南北戦争の危機を迎えるものの）クレイとウェブスターの時代に「連邦議会の黄金時代」が現出したことを描き出している。また岡山は、アメリカの政党政治が本格的に全国化したのは二〇世紀のことであり、一九世紀型政党政治は「家族的類似性をもつ州組織の連合体」というべき姿であったとあり、しかも政党政治の安定化にとっては南北戦争が決定的であったのではなくその後の「再建期」がクリティカルな時期であった、と論じている。これらの研究をみるならばクレンクロスの分析は相対化されざるをえない。
- (6) ポストナショナルな政体を構成していくこの他の次元として、テクノクラシー、司法、市民社会組織や対抗的公共圏、あるいは直接民主主義・討議民主主義的な手続きなどが挙げられる（Zürn 2000; Majone 2009; Della Porta 2009; 小川 二〇一一 奥野 二〇一一）。筆者自身もそのような要素に注目してきたが、本論考ではユーロ危機の複合局面において、領域単位と党派という、より古典的な次元の政治が果たす作用を中心に再考した。

【追記】

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金研究課題番号二三四〇二〇一九、二三三三三〇〇四三、二三二四三〇二九、二四二四三〇二一の成果の一部である。